

## 海岸耐震対策緊急事業(新規)

### 1.趣 旨

堤防・護岸の耐震対策を海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施することにより、地震発生後の堤防・護岸の防護機能低下による浸水被害から人命や資産の防護を図ることを目的とする。

### 2.事業内容

堤防・護岸の耐震対策等

### 3.事業実施主体等

#### (1)事業実施主体

海岸管理者

#### (2)採 択 要 件

対象地区

ゼロメートル地帯等で地域中枢機能集積地区(背後地に救護、復旧等の危機管理を担う施設(市町村役場、警察・消防署、病院等)がある地区等)を有する海岸。

事業計画

- 1)海岸管理者が策定する5年程度の海岸耐震対策緊急事業計画(以下「事業計画」という)に基づき実施海岸を採択。
- 2)事業計画には成果目標を定めるものとし、事業完了後、速やかに事業効果等について評価を行い、公表するものとする。
- 3)成果目標を定めるにあたり、一連の防護区域にかかる関係機関との連携や防護区域内のソフト対策との連携等について検討を行うものとする。

事業規模

事業計画に位置付けられた海岸毎の総事業費が以下のとおりであること。

- 1)都道府県が行うもの 5,000万円以上
- 2)市町村が行うもの 2,500万円以上

#### (3)事業実施期間

平成19年度から

#### (4)補 助 率

1/2

### 4.平成19年度概算決定額

203,000 ( - )千円

【農村振興局整備部防災課】